

# 陳情書

1. 件名: 暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する陳情について

## 2. 要旨

私たちの病気である網膜色素変性症は、目の内側の網膜という部分に異常をきたす遺伝性、進行性の病気です。この病気は、光を感知する二種類の視細胞のうち杆体が主に障害されることにより、暗いところで物が見えにくくなる夜盲と呼ばれる症状を発症します。また、病気の進行とともに視野が狭くなり、視力も低下し、重度の弱視となります。視機能を完全に失ってしまう可能性もある疾患で、現在も治療法は確立しておらず、国の指定難病のひとつとなっています。

このような患者をめぐる環境の中で、HOYA社(現在は事業譲渡され関連会社 ViXion 社)が開発した暗所視支援眼鏡「MW10」は、夜盲症で困っている網膜色素変性症の患者に、明るい視野を提供するものです。その開発には公益社団法人日本網膜色素変性症協会が協力しました。患者はこれを装着することによって、暗くて歩けなかった道を移動できるようになり、非常災害時における避難や就労機会の拡充など、生活の質を格段に向上させることが期待されます。

ようやく全国販売されることとなった「MW10」ですが、現在の販売価格が40万円近くとなっており、機能が有用であっても容易に購入に踏み切れない状況も考えられます。したがって、今回、三鷹市において、暗所視支援眼鏡「MW10」を日常生活用具として認めていただき、この機械を必要としているより多くの患者の手に届くように、お力添えをお願いするものです。何卒よろしくお願いいたします。

## 3. 理由

日常生活用具認定理由として日常生活用具の3要件の下記を満たすと考えます(詳細別紙)

- ・ 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ・ 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ社会参加を促進すると認められるもの
- ・ 用具の製作、改良又は開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもの日常生活品として一般に普及していないもの

令和 4 年 11 月 25 日 提出  
三鷹市議会議長 土屋 けんいち 殿

陳情代表者

(住所)

〒194-0041 東京都町田市

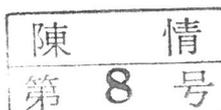
(氏名)

東京都網膜色素変性症協会 会長 他1名

土井 健太郎

(連絡先)

印



## 別紙

(補足)

暗所視支援眼鏡の構造や日常生活用具の要件、用途等について、下記の通り補足説明をいたしますので、ご検討をよろしく申し上げます。

### ① 構造について

MW10 は、直接レンズを通して物を見るのではなく、高感度のカメラでとらえた画像を目の前の眼鏡型のディスプレイに投影したのを見る構造となっており、暗所で光を増幅して“明るく”“カラー”で見ることができます。

### ② 日常生活用具の3要件について

要件「障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの」について

・普通の眼鏡と同様に、安全かつ簡単に使用することができました、これを装着すると暗くて歩けなかった道を歩けるようになり、夜盲症に苦しむ網膜色素変性症の患者に明るい視野を提供するという実用性が十分認められると考えます。

要件「障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ社会参加を促進すると認められるもの」について

・就労の継続を可能とするだけでなく、災害時の避難にも役立つなど、障害による困難を改善して自立に資するものと考えます。

要件「用具の製作、改良又は開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」について

・開発にあたっては、九州大学医学部との共同研究に基づき、要求される仕様・性能について実証実験を行っております。またそのために、HOYA 独自開発の本製品専用の小型高感度カメラ及びソフトウェアを開発しています。

### ③ 日常生活用具の用途について

ア) 自立支援用具としても、情報支援用具としても、用途を兼ね備えていると考えます。

イ) 夜盲症の患者は、夕方または夜間は一人で出歩くことを避けるか、あるいは懐中電灯を持つなどして歩行しています。本機器を装用することにより、対象物の距離を気にすることなく、昼間に近い照度で捉えることができるので、安全かつ安心して単独で行動ができ、自立支援（就労・学業等）に役立てることができ、

ウ) また、夜盲症の患者は、夜間を含めて暗所においては視覚による情報をほとんど得ることができないのが現状ですが、本機器を装用することにより、昼間に近い明るさで対象物を見ることができるので、日常生活に必要な視覚情報を得ることができ、情報・意思疎通支援用具として役立ちます。